

～～人材の確保や定着のためにも知っておきたい～～ 労働関係法改正セミナー

働き方改革法案の施行も一段落つきましたが、まだ対策が必要な法改正があります。相変わらずの採用難で、中小企業にとって人材の確保・定着のために最新の法改正への対応は喫緊の課題です。

本セミナーでは、最近の法改正のポイントを解説しながら、より多様化する働き方に向けてどう考えていくか、解決の糸口を見つけていただくことを主眼としています。

令和4年 9月 27日 (火)

受講料
無料

14:00～16:00

春日部商工会議所

会場

埼玉県春日部市粕壁東2-2-29

TEL: 048-763-1122

対象

経営者、経営幹部、管理職

定員

20名

申込

下記申込書をご記入の上FAXにてお送り下さい



カリキュラム

◆ 改正育児介護休業法の段階的施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置が義務化

◆ 改正女性活躍推進法の適用企業の拡大

労働者数101人以上の事業所において、女性が活躍できる行動計画を策定・公表することが義務化

◆ 雇用保険マルチジョブホルダー制度の新設

複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、要件を満たす場合、特例的に雇用保険の被保険者となることができる制度

◆ 健康保険・厚生年金保険の適用拡大

R4年10月から従業員数101人以上、R6年10月から従業員数51人以上の企業で働くパート・アルバイトなど短時間労働者についても社会保険への加入義務化

◆ 雇用保険料率の変更

R4年度の雇用保険料率が4月と10月に段階的引き上げ

注) 新型コロナウイルス感染症拡大防止について

- ・会場での参加者はマスク着用をお願い致します。
- ・当日に発熱や咳が出る方は会場への参加をお控えください。
- ・今後の動向によってはオンライン受講となる場合があります。



講師 株式会社エイチ・エーエル 小島 慎一 こじま しんいち

昭和38年生まれ、東京都中央区出身。上智大学卒業
大学卒業後、旅行会社に12年勤務、一般企業や地域組織に対する、国内・海外団体旅行の営業と企画を担当。
その後、ベンチャー支援のコンサルティング会社を経て、経営コンサルタントとして独立。数多くの中小企業において、経営者や後継者と目線を合わせつつ、会社の成長と従業員の満足の両立を図るコンサルティングで、よい会社づくりに貢献している。業種を問わず、多面的な視点から幅の広いサポート力を身上としている。
特定社会保険労務士、中小企業診断士



春日部商工会議所 行 FAX: 048-763-1127

* 切り取らずに、このままFAXにてお送りください

労働関係法改正セミナー 受講申込書

事業所名	フリガナ	業種:	
受講者名	フリガナ	TEL	
所在地		FAX	
		e-mail	